

報道関係者 各位

令和2年4月8日（水）発表

【照会先】

職業安定部 需給調整事業課

課長 高田 義孝(内線 4945)

課長補佐 櫻木 慎哉(内線 4946)

(代表電話)092 (434) 9801

(直通電話)092 (434) 9711

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する 配慮について派遣元事業主団体に対し要請しました

福岡労働局（局長：伊藤正史）は、新型コロナウイルス感染症を巡る状況を踏まえ、一般社団法人日本人材派遣協会 九州地域協議会に対し、別添の要請文により、新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮について要請を行いました。

【要請内容のポイント】

- 「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置
- 労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合の派遣先と協力した新たな就業機会の確保
- 新たな就業機会が確保できない場合の「雇用調整助成金」を活用した休業等による雇用の維持
- 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を活用した、小学校等の臨時休業等に伴う派遣労働者の休暇取得に対する配慮

などの取組への協力を要請しました。

関係資料 別添 福岡労働局長からの要請文

参考資料1 「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（抜粋）

参考資料2 「新型コロナウイルス感染症に関わる福岡の働く人と企業への主な支援策」

令和2年4月2日

一般社団法人日本人材派遣協会
九州地域協議会 会長 中川 勝美 殿

新型コロナウイルス感染症に係る 派遣労働者の雇用維持等に対する配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組により、事業活動及び雇用への重大な影響が生じることが懸念されており、特に、急激な事業変動の影響を受けやすい派遣労働者については、その解雇・雇止めにより、生活の基盤となる職場を失うおそれがあります。

このため、派遣元事業主の皆様におかれても、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第137号）に規定する派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講じていただくとともに、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限のご配慮をお願いいたします。

具体的には、労働者派遣契約の解除等により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、派遣先と協力しながら従業員の休暇に伴う代替人員を求める別の派遣先等の就業場所を確保していただくなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るようお願いいたします。

また、新たな就業機会の確保ができない場合でも、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それに要した休業手当等の一部を助成する「雇用調整助成金」（新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に対する支給要件の緩和等の特例を措置。加えて、令和2年4月1日から6月30日の期間については、全国を対象とした生産指標要件の更なる緩和、助成率の引き上げ等を実施。）を活用いただき、まずは休業等を行い、雇用の維持を図っていただくようお願いいたします。

さらに、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援として、労働者を有給（賃金全額支給）で休ませる企業に対する「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を創設しています。

こうした助成等も柔軟に活用し、派遣労働者が安心して休むことができるようご配慮をお願いいたします。

併せて、新型コロナウイルスへの感染や、新型コロナウイルスに関連して労働者が休暇を取得したこと等を理由とするハラスメントが行われることのないよう、こうしたハラスメントを行ってはならない旨を労働者に周知・啓発する、相談対応を行うなど、適切な対応を徹底していただくようお願いいたします。

派遣労働者の雇用維持・確保等に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、ご協力をお願いしたく、周知・啓発されるようお願い申し上げます。

福岡労働局長
伊藤 正 史

○派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（抜粋）

（平成十一年十一月十七日）

（労働省告示第百三十七号）

第二 派遣元事業主が講ずべき措置

二 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(三) 労働者派遣契約の解除に当たって講ずべき措置

派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るとともに、休業手当の支払等の労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)等に基づく責任を果たすこと。さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇しようとするときであっても、労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)の規定を遵守することはもとより、当該派遣労働者に対する解雇予告、解雇予告手当の支払等の労働基準法等に基づく責任を果たすこと。

◇派遣先が講ずべき措置に関する指針（抜粋）

（平成十一年十一月十七日）

（労働省告示第百三十八号）

第二 派遣先が講ずべき措置

六 派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置

(三) 派遣先における就業機会の確保

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該派遣先の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること。

新型コロナウイルス感染症に関わる 福岡の働く人と企業への主な支援策

令和2年3月31日
厚生労働省福岡労働局

企業への主な支援策

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき	支援策	制度など
<ul style="list-style-type: none">▶ 新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動が縮小▶ 労働者に一時的休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った	休業手当、教育訓練に係る賃金相当額等の一部を助成（大企業1/2・中小企業2/3） （上限：1人1日8,330円 1年間100日） ※緊急対応期間4月1日～6月30日については 大企業2/3・中小企業4/5 （解雇等を行わない場合は3/4・中小企業9/10）	雇用調整助成金
<ul style="list-style-type: none">▶ 中小企業事業主が、新型コロナウイルス感染症対策として、新規にテレワークを導入	テレワーク用通信機器（※）の導入・運用経費や就業規則・労使協定等の作成・変更費用等の1/2（上限：100万円） ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象外	時間外労働等改善助成金（テレワークコース） 【問合せ先】 テレワーク相談センター TEL:0120-91-6479
<ul style="list-style-type: none">▶ 中小企業事業主が、新型コロナウイルス感染症対策として、病気休暇制度や、労働者の子どもの休校・休園に関する特別休暇制度を整備した	社会保険労務士などによるコンサルティングや就業規則等の作成・変更等の費用の3/4（上限：50万円）	時間外労働等改善助成金（職場意識改善特例コース）
<ul style="list-style-type: none">▶ 新型コロナウイルス感染症に対する対応で、臨時休業した小学校等に通う子どもの保護者である労働者に、年次有給休暇とは別に有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた	年次有給休暇とは別の有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金 相当額 （上限：1日1人 8,330円）	小学校休業等対応助成金 【問合せ先】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター TEL:0120-60-3999 （受付 9:00～21:00） 【受付】※郵送のみ 学校等休業助成金・支援金受付センター

働く人への主な支援策

詳しくは

福岡労働局

検索

こんなとき	支援策	制度・窓口など
<p>▶ 委託を受けて個人で仕事をする方で、</p> <ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症に対する対応で臨時休業等した小学校等に通う子ども・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子どもの世話をを行う必要がある	就業できなかった日、1日当たり4,100円（定額）	<p>小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）</p> <p>【問合せ先】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター TEL:0120-60-3999 (受付 9:00～21:00)</p> <p>【受付】 ※郵送のみ 学校等休業助成金・支援金受付センター</p>
<p>▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業などに関し相談したい</p> <p>* 企業、関係団体等からのご相談にも幅広く対応します</p>	特別労働相談窓口における専門スタッフによるきめ細かい相談対応	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口</p> <p>福岡合同庁舎新館4階 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く)</p>

新型コロナウイルス感染症の影響による 特別労働相談窓口の設置

○新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、雇止め、休業、休業手当や特別休暇など

労働条件に関する相談

- ① 福岡労働局雇用環境・均等部指導課 総合労働相談コーナー 092(411)4764 (直通)
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階
- ② 福岡中央労働基準監督署 総合労働相談コーナー 092(761)5600 (直通)
福岡市中央区長浜2-1-1 福岡中央労働基準監督署4階

○雇用調整助成金に関する相談

- ③ 福岡助成金センター 092(411)4701 (内線4967)
福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階
- ④ 福岡助成金センター北九州雇用調整助成金臨時窓口 093(616)0860 (直通)
北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎1階

○求人・雇用保険等に関する相談

- ⑤ 福岡中央公共職業安定所 特別労働相談窓口
福岡市中央区赤坂1-6-19 福岡中央公共職業安定所3階

* ①③④は令和2年2月14日開設 ②⑤は令和2年3月23日開設